

令和8年度 林地残材等有効活用支援事業 Q&A

令和8年4月現在

林地残材等有効活用支援事業は、林地残材等の有効活用に資するため「**林地残材の集積**」「**林地残材の搬出**」「**枝条圧縮等作業**」に定額補助を行う事業です。

1 事業の目的は？

民有林における主伐や間伐後に残された枝条等（以下、「林地残材」という。）は、再造林や保育作業などで支障になるほか、災害の原因や森林病虫害被害の蔓延などにも危惧されています。そこで、林地残材の有効活用を図るため、県内のバイオマス施設等に供給する取組みを支援します。

2 事業内容は？

事業内容は次の3事業です。

(1) 林地残材の集積

主伐により発生する林地残材を、木質バイオマス施設等へ出荷するために実施する集積作業（施業地での収集、集積など）

ただし、信州の森林づくり事業を活用する、特殊地拵え、林相転換特別対策（花粉発生源対策タイプ）、森林病虫害対策の更新伐の施業地は対象となりません。

(2) 林地残材の搬出

林地残材を木質バイオマス施設等へ出荷する搬出作業（積込、運材、仕分けなど）

(3) 枝条圧縮等作業

林地残材を木質バイオマス施設等へ出荷する時に、運搬効率化を図る枝条圧縮等の作業（圧縮、裁断、チップ化など）

ただし、施業地から木質バイオマス施設等までの最短の道のりが30km未満の場合、対象となりません。

3 補助を受けられるのは？

市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体（共有林代表者含む）、森林経営計画策定者、林業事業体、その他一般社団法人長野県林業コンサルタント協会（以下：「協会」といいます。）理事長が認める者です。

4 手続きはどのようにするのですか？

① 指定日（5月末日）までに協会へ事前計画書を提出します。

※ この時点で予算が超過した場合、以降の事前計画書の受付は行いません。

- ② 協会で事前計画書の内容を確認し、確認結果（採用、不採用）を通知します。
- ③ 事業完了後、速やかに補助金交付申請書を協会に提出します。

5 「事前計画書」の記載内容は？

施業地ごとに事業目的（施業効率化など）、事業内容（主伐 - 再造林など）、事業区分（搬出など）、出荷予定量、出荷予定時期、出荷先バイオマス施設名、施業の工夫点、計画性の有無（森林経営計画など）を記載してください。

多くが選択方式となっていますので、該当項目を選択してください。

また、事前計画に基づき補助金交付額を試算しますので、実効性を十分考慮した上で提出をお願いします。

なお、事前計画に基づき、事業採択の判定を行います。

6 補助金額はどのくらいですか？

補助金額は、次の算出により定額となります。

なお、出荷量は整数以下を切り捨て、整数で計算します。

(1) 林地残材の集積

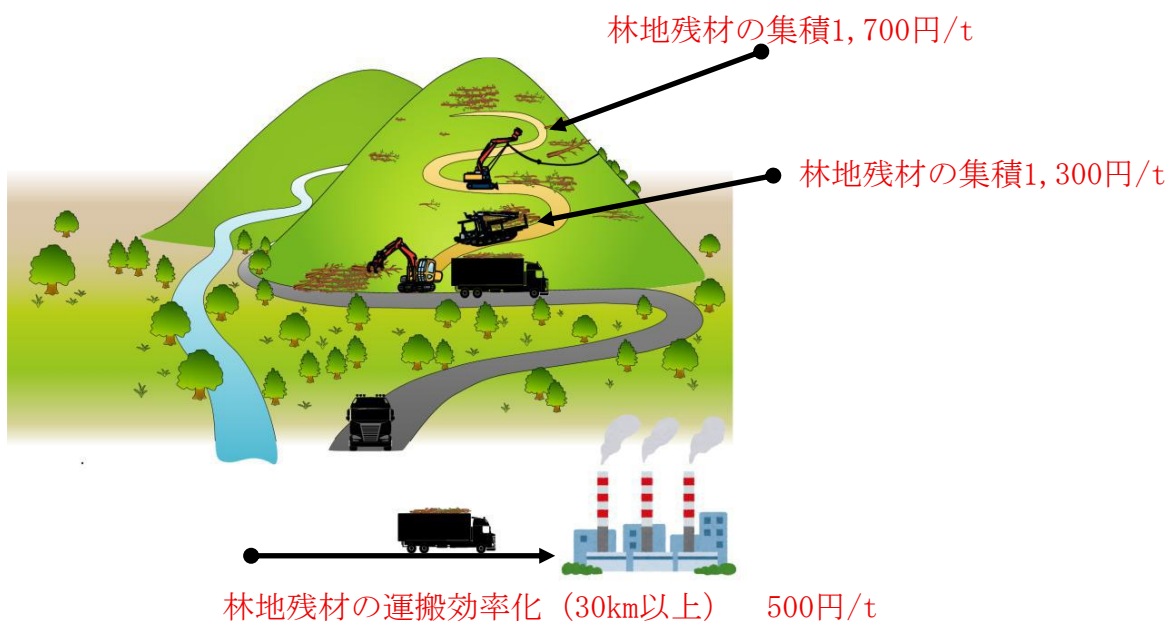
施業地ごとの出荷量の合計に1,700円/トンに乗じた額が補助金額です。

(2) 林地残材の搬出

施業地ごとの出荷量の合計に1,300円/トンに乗じた額が補助金額です。

(3) 林地残材の運搬効率化

施業地ごとの出荷量の合計に500円/トンに乗じた額が補助金額です。



7 今年度の補助金の総額はどのくらいですか？

1,970万円の予定です。

8 事業地等や搬出規模に基準や制約はありますか？

主な実施基準は次のとおりです。

- (1) 4月1日以降に出荷された林地残材が補助対象になります。ただし、信州の森林づくり事業の予定調書に記載されている施業地は、4月1日以前の出荷も対象になります。
- (2) 事業規模は林地残材の出荷量が10トン以上です。
- (3) 枝条等（枝条、根本材）が、出荷量（重量）全体の概ね半数以上は必要です。
- (4) 補助金申請者と木質バイオマス施設等との間で、5年間以上の林地残材等の安定供給取引に関する協定の締結が必要となります。
- (5) 他の補助金等事業との重複はできません。
- (6) 樹種の限定はありません。
- (7) 林地残材を集積する時期は、主伐時または主伐後から地拵え実施前とします。
- (8) アカマツは、アカマツ林施業指針（林務部通知）に基づき実施してください。

9 森林整備（皆伐等）の委託事業でも可能ですか？

市町村等から委託する事業でも補助対象となります。林地残材の所有又は出荷する権利を補助申請者が有する必要があります。

10 複数団地を施業する場合、複数の団地について補助金の対象地となりますか？

複数団地を施業する場合、複数の団地について補助金の対象施業地となります。個々の施業地を単位として申請していただくこともできます。

11 木質バイオマス施設とは？

本事業では県内にある木質バイオマス施設等で、具体的には発電施設、ボイラー施設、薪・炭製造施設です。

12 補助金はどこから交付されますか？

協会が補助金交付団体となっていますので、補助金は協会が交付します。

13 補助金はいつ支払われますか？

本事業は「実績補助」です。事業終了後に提出していただく補助金交付申請書を協

会の職員が調査し、その結果を基に補助金を算出して交付します。

13 当該事業の期間はどのようになっていますか？

事前計画書の受付から交付申請期限は次のとおりです。なお、補助金交付申請までに事業（出荷）を終了する必要があります。

○ **事前計画書受付期限 令和8年5月29日（金）まで**

※ この受付で補助金支出予定額が1,970万円を超過した場合、以降の事前計画受付は行いません。

○ **補助金交付申請期限 令和9年1月末日まで**

14 事業実施に伴い計画した出荷量に変更となった場合は、報告が必要ですか？

出荷量に増減が生じても手続きの必要はありません。

ただし、事前計画書に記載した施業地で事業を行わなくなった場合、また、事前計画書に記載しなかった施業地で事業を実施する場合は、所定の「変更計画書」を協会に提出してください。

15 事業実施期間に確認や調査は行われますか？

事業実施期間内に現地確認を行います。

また、有効な林地残材活用に向けた技術支援を行います。技術支援は「現場条件に応じた効率的な施業システムの助言や供給者と需要者とのマッチング等の情報提供」等です。事前に連絡をさせていただき、現地確認と技術支援を行います。

16 補助金交付申請の提出書類等は？

事業終了後、速やかに次により協会に補助金交付の申請をしてください。

(1) 申請者は、対象者としての権限の有無を確認の上、申請してください。

(2) 補助金交付申請は、所定の「補助金交付申請書」に添付書類（位置図、森林計画図、写真、搬出量出荷伝票の写し、伐採等届け出の写し、位置図）を提出してください。

17 補助金交付申請後の手続き等がありますか？

協会は、補助金交付申請の提出があった場合、速やかに事業調査を行い、調査調書及び補助金交付明細書を作成します。

その後、補助金の額の交付及び確定を申請者に通知します。

通知がお手元に届きましたら、所定の補助金交付請求書を提出してください。

18 所定の様式はどこにありますか？

協会ホームページに登載しています。ファイル形式はExcelです。ダウンロードして使用してください。

一般社団法人長野県林業コンサルタント協会ホームページ

<https://rincon.or.jp>

19 事業の一連の流れを示してください。

一連の流れは次のとおりです。

